

高知工業高等専門学校環境マネジメント委員会規則

制定 平成18年 4月 4日

(設置)

第1条 高知工業高等専門学校環境マネジメント室規則第4条の規定に基づき、高知工業高等専門学校環境マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 環境方針に関すること
- (2) 環境目的・目標に関すること
- (3) 環境マネジメントシステム運用に関すること
- (4) 環境報告書に関すること
- (5) 環境保全に係る各調査に関すること
- (6) その他環境に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 環境マネジメント室長
- (2) 環境マネジメント副室長
- (3) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (4) 専攻科長
- (5) 図書館長
- (6) 情報処理センター長
- (7) 教育研究支援センター長
- (8) 事務部長
- (9) 総務課長及び学生課長

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、環境マネジメント室長をもって充て、委員会を主宰する。
- 3 副委員長は、環境マネジメント副室長をもって充て、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月4日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。